

## 地方制度調査会令

(昭和27年11月21日)  
政令第461号

改正 昭和35年6月30日  
政令第185号  
「自治庁設置法の一部を  
改正する法律の施行に伴  
う関係政令の整理に関す  
る政令」

改正 平成12年6月7日  
政令第303号  
「中央省庁等改革のため  
の内閣関係政令等の整備  
に関する政令」

### (議事の手続)

- 第1条 地方制度調査会（以下「調査会」という。）の会議は、会長が招集する。
- 2 調査会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

### (幹事)

- 第2条 調査会に、幹事50人以内を置く。
- 2 幹事は、関係各行政機関の職員及び地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

### (資料の提出等の要求)

- 第3条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

- 第4条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局自治政策課の協力を得て処理する。

### (雑則)

- 第5条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮つて定める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年6月30日政令第185号）

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和35年7月1日）から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第303号）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。